



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 1
- 都市計画の変更・3件（都市計画・モノレール課）…………… 1

公 告

- 宅地建物取引業法による処分を行うための聴聞の実施（建築指導課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第445号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
那覇地区加入区	小型まぐろ漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行うまぐろはえ縄漁業）	那覇市安謝620番地66 山城弘之 那覇市おもろまち1丁目1番25-2830号 山内得信

沖縄県告示第446号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、知念加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和 6 年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市宇古島

- (2) 削除する部分 那覇市字古島
3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 1号沖縄都市モノレール
2 都市計画の変更に係る土地の区域
(1) 追加する部分 那覇市字古島
(2) 削除する部分 那覇市字古島
3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 5・5・那5号首里城公園
2 都市計画の変更に係る土地の区域
(1) 追加する部分 那覇市首里当蔵町1丁目及び首里大中町1丁目
(2) 削除する部分 なし
3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和 6 年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和 7 年 1 月15日 午後 2 時開始
2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県土木建築部第 5 会議室（沖縄県庁舎11階）
3 被聴聞者の住所及び氏名 那覇市銘苅 1 丁目 1 番19号ー102号室 株式会社CUBE 城間夕作

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
--	--